【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年２月27日
【計算期間】	第１期中（自　2024年６月３日　至　2024年12月２日）
【発行者（受託者）名称】	三井住友信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　大山　一也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【事務連絡者氏名】	三井住友信託銀行株式会社　　資産金融部 契約管理チーム長　　福島　宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	03(3286)1111（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【信託財産を構成する資産の状況】

（１）【信託の仕組み】

①　信託の概要

イ　信託の基本的仕組み

（イ）仕組みの概要

米ドル建て実績配当型合同運用指定金銭信託（商品名：米ドル建てグリーンファイナンスセキュリティトークン（2024年第１号））（以下「本信託」といいます。）は、金銭を当初の信託財産とする合同運用指定金銭信託（※）です。

（※）合同運用指定金銭信託とは、運用方法を同じくする信託金を信託約款に指定された範囲で合同運用し、その収益を信託金額及び期間に応じて受益者に交付する金銭信託をいいます。本信託の受益権（以下「本受益権」といいます。）は、合同運用指定金銭信託の受益権です。

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用しています。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用を行うこととしています。なお、合同運用財産の一部は、中途解約に伴う支払準備等のため、有価証券に運用し、または運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。本信託は、運用対象であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金にかかる債務者であるソニー銀行株式会社から元本及び利息を受け取り、これを主な原資として本受益権の受益者（以下「本受益者」といいます。）に配当金の分配及び信託元本の支払を行います。

本受益権は、記名式の合同運用指定金銭信託受益権であり、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第２条第３項に定める電子記録移転権利に該当する権利であり、金融商品取引法第５条第１項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第２条の13第８号に定める特定有価証券であり、また、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第１条第５号イに定める内国信託受益権です。本受益権について、証券は発行されず、また、通帳及び証書での取扱いはありませんが、三井住友信託銀行株式会社（以下「当社」又は「本受託者」といいます。）が、受益者の氏名を管理します。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームは、Securitize Japan株式会社（以下「Securitize」といいます。）が開発する分散型台帳技術（以下「DLT」といいます。）を用いたコンピュータシステムである「Securitizeプラットフォーム」（以下「Securitize PF」といいます。）です。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由は、以下のとおりです。

Securitize PFの構成技術としては、「プライベート型」のDLTを採用し、具体的なDLT基盤として「Quorum」を採用しています。各技術の選定理由は以下の通りです。

a「プライベート型」DLTの内容及び選定理由

一般に、デジタル証券基盤技術はその特性に応じて大きく２種類のものに大別されます。

１つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル証券基盤技術です。例として、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。２つ目は「プライベート型」と呼ばれる、単独又は許可された特定の参加者のみがノードとしてネットワーク運用を行うデジタル証券基盤技術です。

Securitize PFは国外において「パブリック型」を用いて安全にセキュリティ・トークンを扱っている実績があり、さらに「プライベート型」も選択することが可能になっています。一方、現在までの国内のセキュリティ・トークンの事例においては、顧客資産の流出防止の観点から、セキュリティ確保の蓋然性が高い「プライベート型」が選定されています。「プライベート型」の持つ以下

の特性は、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として本受託者は評価し、本受益権に係るDLTとして「プライベート型」を選択しています。

(a) ネットワークにアクセス可能な者が限定可能

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「プライベート型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

(b) トランザクションを承認し得るノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータを承認するノードとして参加することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（価値データを移転する記録をいいます。以下同じです。）を承認することが可能ですが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの承認者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

(c) トランザクション作成者の特定が容易

Securitize PFでは、「パブリック型」においても、デジタル証券基盤技術上で公開されているアドレスを、その保有者の氏名・住所等の本人情報と紐づけることが可能であり、ネットワーク上でトランザクションを作成することが可能なアドレスや価値データの移転先アドレスは本人情報と紐付けられたアドレスに限定することが可能です。これにより、「パブリック型」でも安全な取引が可能になっていますが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認できるノードの保有者が特定されているため、アクセス元を解析することで、誰がいつトランザクションを書き込んだかも含めて追跡することが可能です。

b DLT基盤「Quorum」の内容及び選定理由

「Quorum」は、「ConsenSys」（本社：米国ニューヨーク州、CEO:Joseph Lubin）が開発する「プライベート型」のDLT基盤です。スマートコントラクトにEthereumと互換性があり、データの秘匿化機能を重視している点が特徴です。「Quorum」の有する以下の特徴から、「プライベート型」DLTの中でもより望ましい基盤として発行者（本受託者）は評価しています。

(a) 取引情報のプライバシー確保が容易

データ構造上、特定メンバーのみがアクセスできる範囲を必要に応じて調整することが可能となっており、容易にプライバシーを確保することが可能です。

(b) 高い処理性能と強い整合性の担保

「Quorum」では、高い処理性能とトランザクション・ファイナリティ（処理の整合性）を担保するコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）が構築されており、トランザクションの安定性を確保することが可能です。

本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由は、以下のとおりです。

本受益権の取得及び譲渡は、Securitize PFを利用して行っています。

セキュリティ・トークンの取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要であると発行者（本受託者）は考えております。発行者（本受託者）は、以下の特徴からSecuritize PFは本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームとして適切であると評価しています。

a セキュリティ・トークンのセキュアな管理

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報をSecuritize PFのサーバ環境内で複層的且つ自動的に暗号化して管理しています。

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報を投資家自身が保有するか、当該秘密鍵等の情報を投資家に代わって「カストディアン」が管理し、セキュリティ・トークンの譲渡に伴う処理を包括的に実行するかの選択が可能となっています。本件におい

ては、カストディアンとしての三井住友信託銀行株式会社が本受益権に係る財産的価値の記録及び移転に必要な秘密鍵等の情報を管理し、セキュリティ・トークンをセキュアに管理します。

b 取扱会社とのシステム接続による取引実現

Securitize PFは、取扱会社が投資家に対して提供する取扱会社システムと接続することから、投資家は取扱会社システムを通じてセキュリティ・トークンの取引を行うことが可能です。したがって、取扱会社が提供する取扱会社システムを通じてシームレスなセキュリティ・トークンの取引が実現され、投資家に対して高い利便性を提供することができます。

（ロ）本信託のスキームの概要

a 本受託者：三井住友信託銀行株式会社

本信託の受託者として、委託者から信託された信託金につき、安全性に配慮しながら、米ドル建て定期預金（店頭表示金利）を上回る収益を目指して、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用を行い、配当金の分配、信託元本の支払等を行います。

b 取扱登録金融機関：ソニー銀行株式会社

本受益者との間で本受益権の管理等に関する契約（以下「保護預り契約」といいます。）を締結しており、本受益権に係る秘密鍵管理、及び本受益者につき相続が開始した場合の、本受益者の有する受益権を相続により承継した者（以下「承継先受益者」といいます。）への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出事務を行います。また、本受託者との間で、2024年３月28日付で信託事務委任契約を締結し、本受益権に係る配当金の分配及び元本償還に関する事務等を行っています（保護預り契約の当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱登録金融機関」といいます。）。

c 受益者データ提供会社：Securitize Japan株式会社

本受益権の発行、譲渡及び償還を管理するSecuritize PFを提供するSecuritize Japan株式会社は、受益者データ提供会社として、本受託者との間で、2023年７月19日付でプラットフォームサービス契約（その後変更されたものをすべて含む。）および2024年３月４日付でプラットフォームサービス契約に関する合意書を締結し、本受託者が受益者を管理するために必要なデータ提供等を本受託者に対して行っています。

＜本信託のスキーム図＞

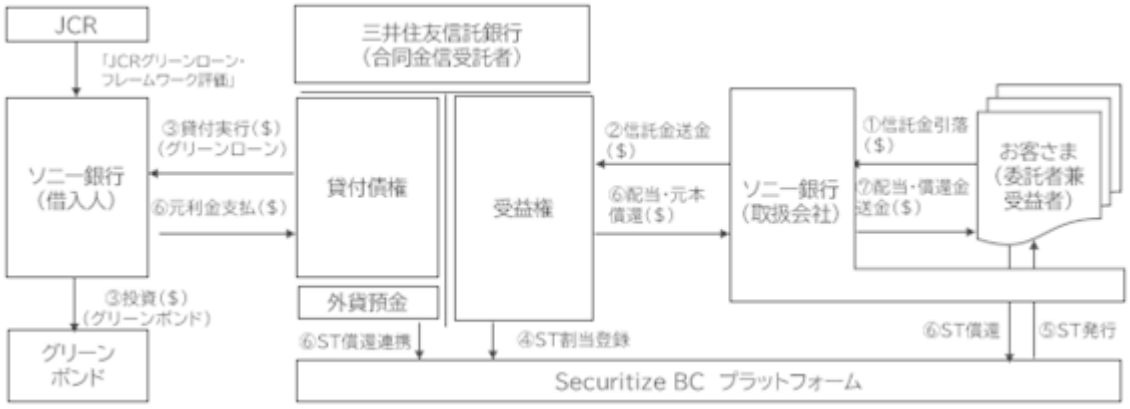

（ハ）グリーンファイナンスについて

〈グリーンファイナンスについて〉

グリーンファイナンスとは、一般的に、環境保全や環境負荷軽減効果のあるグリーンプロジェクトを資金使途としたファイナンスのことをいいます。また、グリーンファイナンスのうち、調達資金の使途をグリーンプロジェクトに限定して発行される債券を「グリーンボンド」、借入金を「グリーンローン」といいます。

2014年１月に国際資本市場協会によりグリーンボンド原則（GBP）、2018年３月にローン市場協会・アジア太平洋地域ローン市場協会によりグリーンローン原則（以下「GLP」といいます。）が策定され、国際的なグリーンファイナンスの基準が整理されたため、世界的に取り組みが拡大しています。

〈日本におけるESG投資の広がり〉

日本国内においても、2015年に年金積立金管理運用独立行政法人が責任投資原則（PRI）へ署名するなど、投資家の投資先選定にあたり、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した取り組みを行うことへの関心が高まっています。

グリーンファイナンスの普及を図るため、環境省も、2017年３月にガイドラインを策定しています。

（ニ）グリーンローン・フレームワークについて

〈グリーンローン・フレームワークについて〉

グリーンローン・フレームワークとは、法人等が、環境保全や環境負荷軽減につながる取組を推進していくことを目的として、グリーンローンの借入方針を自ら定めたものです。

ソニー銀行株式会社が定めるグリーンローン・フレームワークは、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）による「グリーンローン・フレームワーク評価」の「Green 1(F)」を取得済みです。併せて、当該フレームワークは、JCRより、GLPおよびグリーンローンガイドラインに適合しているとの評価を受けました。ただし、当該評価は、ソニー銀行株式会社のグリーンローン借入方針の変更等により、評価が下がるまたは取消しとなる場合があります。

〈JCRグリーンローン・フレームワーク評価手法〉

JCRにおけるグリーンローン・フレームワーク評価は、個別のグリーンローンに対する評価（JCRグリーンローン評価）基準が準用され、評価記号の末尾に「(F)」をつけて表示されます。

JCRは、GLP、環境省によるグリーンローンガイドラインにおいて例示されているグリーンプロジェクト等を資金使途とするローン等の資金調達手段を対象として、GLPに則った「JCRグリーンローン評価」を実施しています。

JCRにおけるグリーンローン・フレームワーク評価は、以下の3つのフェーズに分けて行われます。

評価第1フェーズ：グリーン性評価

(1)調達資金使途がグリーンプロジェクトに該当するか評価

(2)調達資金の何%がグリーンプロジェクトに充当されるか評価

グリーン性	評価
100-90%	g1
90%>	g2
70%>	g3
50%>	g4
30%>	g5
10%>	対象外

評価第2フェーズ：管理・運営・透明性評価

評価大項目	ウェイト
1.資金使途の選定基準、そのプロセスの妥当性・透明性	25%
2.資金管理の妥当性及び透明性	25%
3.レポーティング体制	25%
4.組織としての環境への取組み	25%

スコア	評価
100-80点	m1
80点>	m2
60点>	m3
30点>	m4
20点>	m5

評価第3フェーズ：総合評価（JCRグリーンローン評価マトリックス）					
	m1	m2	m3	m4	m5
g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

出所）JCR開示資料をもとに三井住友信託銀行作成

（ホ）ESGファンド区分について

当社では、ESG商品に対して、環境や社会への影響を正しく評価し、グリーンウォッシュを回避する目的で、独自にESGファンド区分を定めています。

ESGファンド区分の認定においては、下記①～⑤の評価軸全てを満たすことを条件としております。

なお、ESGファンド区分は現時点の評価であり、将来変更する可能性があります。

（2024年11月30日時点）

評価軸	内容
① ポリシー	ファンドを提供する運用会社に適切なESG投資ポリシー等があるか
② 体制	ESG要素の再現性・組織的な対応力・継続力等を勘案しファンド運営に支障がない運用体制か
③ 投資手法・プロセス	社会的および/または環境的特性を推進するファンドか。社会的および/または環境的特性を推進するための投資手法・運用プロセスが確立されているか
④ 目的・目標(objectives)	促進する社会的および/または環境的特性、または追求する社会的および/または環境的インパクトが明示されているか
⑤ 開示	社会的および/または環境的特性の促進やインパクトの基準値・目標値が設定され、計測方法とともに定量的に開示が可能であるか

当社は、本商品が以下のとおり５つの評価軸全てを満たすものと判断し、ESGファンドと認定しています。

（2024年11月30日時点）

評価軸	判断のポイント	判断
① ポリシー	● 本合同金信の受託者である当社は、社会への影響が大きい事業を推進するセクターに関するセクターポリシーの他、スチュワードシップポリシー、エンゲージメントポリシーを策定しています。 ● 責任投資原則（PRI）年次アセスメントでは、最高評価の「A+」を獲得しています。 ● UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）、PRB（責任銀行原則）に署名・賛同しています。	○
② 体制	● 本合同金信の受託者である当社は、取締役会にて定めるサステナビリティ方針に基づきESGの推進を行うとともに、本合同金信の運営は、役員および関連部署が適切に関与、監督のうえ行っています。	○

③　投資手法・プロセス	●　本合同金信の投資対象は資金使途をグリーンボンドに限定したソニー銀行株式会社への信託貸付金であり、当該資金の資金使途はJCRによるグリーンローン・フレームワーク評価として「Green 1(F)」の評価を取得済みです。	○
④　目的・目標(objectives)	●　本合同金信の投資先であるソニー銀行株式会社のフレームワークにかかる目的や目標項目は適切に策定され、JCRによる評価・検証済みです。	○
⑤　開示	●　期中の調達資金の充当状況等についてはソニー銀行株式会社のHPにより年１回以上一般開示が行われます。	○

（へ）ソニー銀行

本信託の運用対象である米ドル建て信託貸付金は、受託者としての三井住友信託銀行株式会社を貸付人、ソニー銀行株式会社を借入人として、2024年６月３日に締結された、当初信託金額から余資運用に充当する一定の額を差し引いた金額を貸付金額とし、最終返済期日を2026年６月３日とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権です。借入人は、貸付人に対して、利息計算期日において、利息計算期間（利息計算期日（同日を含みます。）から直後の利息計算期日（同日を含みません。）までの期間をいいます。）における利息を支払うこと、及び、借入人は、貸付人に対して、最終返済期日において、貸付元本の返済を一括して支払うことが合意されています。

本信託の運用対象である信託貸付金の債務者であるソニー銀行株式会社の詳細は以下のとおりです。

a 債務者の名称等

(a) 名称

ソニー銀行株式会社

(b) 組織形態

株式会社

(c) 沿革

ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）

2001年	1月	●　金融庁に銀行免許の予備審査申請を提出
	3月	●　銀行免許の予備審査終了

ソニー銀行株式会社

2001年	4月	●　ソニー銀行株式会社を設立（東京・港区）
		●　内閣総理大臣より銀行業の営業免許を取得
	6月	●　営業開始、サービスサイト「MONEYKit」オープン
		●　取り扱い商品は円普通預金、円定期預金、投資信託、カードローン
		●　三井住友銀行のATMと接続開始
	9月	●　外貨預金の取り扱い開始
		●　スタンダード＆プアーズ（S&P）より格付けを取得
	12月	●　「MONEYKit-PostPet」のサービス開始
2002年	1月	●　国郵便局（現：ゆうちょ銀行）のATMと接続開始
	3月	●　住宅ローンの取り扱い開始

		● ソニー生命を引受保険会社とする団体信用生命保険の取り扱い開始
	6月	● 目的別ローンの取り扱い開始
2003年	12月	● 東京三菱銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始
2004年	4月	● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）設立
		● ソニー生命、ソニー損保とともに、ソニーフィナンシャルグループの一員となる
	6月	● 100億円の増資実施（資本金237.5億円）
	10月	● ソニー損保のソニー銀行住宅ローン専用火災保険の販売開始
	12月	● ソニー生命のライフプランナーによるソニー銀行住宅ローンの取り次ぎ業務開始
2005年	3月	● 本社移転（東京・港区）
	8月	● UFJ銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始
	9月	● 株主構成の一部変更
	12月	● クレジットカードの取り扱い開始
		● マネックス証券との提携により、金融商品仲介業務を開始
2006年	2月	● 25億円の増資実施（資本金250億円）
	6月	● モバイルバンキングのサービス開始
		● カスタマーセンターをフリーダイヤル化
	12月	● セブン銀行ATMと接続開始
2007年	4月	● ソニー生命を引き受け保険会社とする住宅ローン３大疾病保障特約付団体信用生命保険の取り扱い開始
	6月	● インターネット専業の証券子会社「ソニーバンク証券」を設立
	10月	● ソニーバンク証券との金融商品仲介サービス開始
		● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）が東証一部に上場
2008年	1月	● ソニー生命がソニー銀行代理業務を開始
	3月	● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）の完全子会社となる
	4月	● グリーン電力証書システムを導入
		● 60億円の増資実施（資本金280億円）
	5月	● 外国為替証拠金取引の取り扱い開始
	10月	● ローソンATM（現：ローソン銀行ATM）と接続開始
		● イーネットATMと接続開始
	11月	● 60億円の増資実施（資本金310億円）
2009年	7月	● 本社移転（東京・千代田区）
	10月	● シンジケート・ローン業務へ参入
2010年	6月	● 初の来店型相談窓口「住宅ローンプラザ」オープン
2011年	6月	● 開業10周年を迎える
	7月	● スマートリンクネットワーク（現：ソニーペイメントサービス株式会社）を子会社化

	8月	● 住宅ローン新商品「変動セレクト住宅ローン」の取り扱いを開始 ● スマートフォンサイトを開設
2012年	7月 8月	● ワンタイムパスワードを導入 ● ソニーバンク証券の全株式をマネックスグループへ譲渡
2013年	1月 4月	● マネックス証券との新たな金融商品仲介サービスを開始 ● J-クレジット制度の活用を開始
2014年	2月 8月	● 新「ソニーカード」の取り扱い開始 ● イオン銀行ATMと接続開始
2015年	7月	● 新カードローンの取り扱い開始
2016年	1月 4月 6月 10月	● Visaデビット付きキャッシュカード Sony Bank WALLET の取り扱い開始 ● Sony Bank WALLET アプリの提供開始 ● 開業15周年を迎える ● 外貨建て投資信託の取り扱い開始
2017年	1月 3月 8月 10月 12月	● 優遇プログラム「Club S」開始 ● Sony Bank WALLET / PlayStation®デザインの発行開始 ● 国内銀行初の投資型クラウドファンディング事業「Sony Bank GATE」開始 ● タカシマヤプラチナデビットカードの発行開始 ● 本社移転（東京都・千代田区） ● 自動資産運用サービス　WealthNavi for ソニー銀行の提供開始
2018年	5月 7月 8月 10月	● 住宅ローンの仮審査において独自に開発したAI（人工知能）を活用した自動審査の運用を開始 ● セット定期プログラムの取り扱い開始 ● 住宅ローンでがんに対応した団体信用生命保険の取り扱い開始 ● 住宅ローン新商品「固定セレクト住宅ローン」の取り扱い開始
2019年	2月 6月 9月 10月 11月	● ソニー銀行 アプリの提供開始 ● 住宅ローン「電子契約サービス」の取り扱い開始 ● ANAマイレージクラブ / Sony Bank WALLET の取り扱い開始 ● ゆうちょ銀行への住宅ローン媒介業務の委託を開始 ● ANAマイル付き外貨定期預金の取り扱い開始
2020年	2月 3月 6月 8月	● ITフリーランスを対象とした住宅ローン商品の提供開始 ● English online banking の提供開始 ● iDeCo（個人型確定拠出年金）の取り扱い開始 ● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）、東京証券取引所市場第一部上場廃止

	9月	● ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）がソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）を完全子会社化
	10月	● オリックス銀行が提供する遺言代用信託「家族へツナグ信託」の取り扱い開始 ● CONSULTING PLAZAでのオンライン相談の全国対応開始
2021年	2月	● 100億円の増資実施（資本金360億円）
	4月	● eKYCを活用した「スマホ口座開設」の取り扱い開始
	6月	● 開業20周年を迎える ● 50億円の増資実施（資本金385億円）
	10月	● マネックス・アセットマネジメントの投資一任運用サービス「ON COMPASS+」の提供開始
2022年	2月	● 「子ども応援プログラム」の取り扱い開始 ● 環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供開始
	3月	● ソニーストア大阪でのテレプレゼンスシステム「窓」を活用した資産運用・住宅ローンリモート相談の開始
	5月	● 省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンに充当するグリーンボンドの発行
	10月	● 千葉銀行と業務提携に関する基本合意書締結
	11月	● INTLOOPとの提携によるITフリーランス専用住宅ローンの提供開始
2023年	2月	● ソニー損保とソニー銀行による商品・サービスの相互取り扱い開始
	3月	● ソニーストア 銀座でのテレプレゼンスシステム「窓」を活用した資産運用・住宅ローンリモート相談開始
	5月	● 住宅ローン ペアローン・担保提供の対象者拡大
	6月	● 三井物産デジタル・アセットマネジメントが提供する「ALTERNA（オルタナ）三井物産のデジタル証券」の取り扱い開始
	7月	● ブロックチェーン技術を活用した新商品「デジタル証券」の取り扱い開始
	10月	● ゆうちょ銀行との外貨預金における連携の開始
	12月	● Sony Bank WALLET 全券種のデザインリニューアルの実施
2024年	1月	● ソニーペイメントサービスの一部株式の譲渡
	2月	● サステナビリティ・リンク・ボンドの発行
	3月	● 「デジタル証券」の第2号案件となる米ドル建てグリーンファイナンスセキュリティトークンの募集の取り扱い開始 ● web3エンターテインメント領域向けアプリの新サービス名称を「Sony Bank CONNECT」に決定
	4月	● ステーブルコイン発行に向けた実証実験の検討開始
	6月	● 2024年 オリコン顧客満足度調査「外貨預金」にてソニー銀行が5年連続総合1位を獲得

(d) 事業の内容

銀行業務及び金融商品取引業務

(e) 営業の概況

下記「４ 受託者、委託者及び関係法人の情報 （３）その他関係法人の概況 B 取扱会社」をご参照ください。

b 債務者に係る債権への集中の状況

ソニー銀行株式会社は、本信託の主たる信託財産であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金の唯一の債務者です。

c 債権の内容

上記のとおりです。

ロ 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

（イ）運用の基本方針について

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用しています。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用を行っています。なお、合同運用財産の一部は、中途解約に伴う支払準備等のため、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。

（ロ）運用対象及び方法

a 本受託者は、合同運用財産を、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用しています。

b 本受託者は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用される金銭以外の合同運用財産に属する金銭を、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用するものとします。なお、本受託者は、必要があると本受託者が認めた場合で、かつ、本受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、合同運用財産を本受託者への預金又は本受託者の銀行勘定に対する貸付にて運用することができるものとし、この場合、本受託者が店頭に表示する普通預金利率によるものとします。但し、本受託者の別段預金への運用を行う場合には、付利は行いません。

c 本受託者は、合同運用財産に属する信託貸付金について次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、信託貸付金の全部又は一部の譲渡を行うことがあります。この場合、当該行為により生じた損害について本受託者は責任を負いません。

① 本信託の信託約款の適用される全ての信託契約が終了したとき
② 信託貸付金の借入人が信託貸付金について期限の利益を喪失したとき
③ 信託貸付金の借入人による信託貸付金の元本又は利息の支払いが遅延したとき
④ その他本受託者が信託貸付金について債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

d 本受託者は信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、本受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、上記bに記載の取引を本受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、本受託者が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。）本受託者の利害関係人（信託業法第29条第２項第１号に定める利害関係人をいい、以下同じとします。）、又は本受託者の他の信託財産との間で、行うことができます。

（ハ）決算日における損益分配の基準

各計算期日の２営業日後の日（以下「分配金支払日」といいます。）において、合同運用財産収益勘定に属する金銭は、次の順位及び方法により処理します。

① 弁済期の到来した租税を支払います。

② 弁済期日の到来した諸経費（取扱会社に支払う信託受益権の募集の取扱い等の委託に係る手数料、信託事務委任手数料等を含み、信託報酬は含みません。以下同じとします。）を支払います。

③ 当該分配金支払日に対応する計算期間における信託報酬として、信託約款に定める信託報酬を支払います。

④ 各受益者に対して、繰延収益分配額（もしあれば）に満つるまで、繰延対象計算期間の収益金の分配として支払います。なお、繰延対象計算期間を異にする繰延収益分配額が複数ある場合には、繰延対象計算期間の前後によって順位をつけるものとし、繰延対象計算期間が前のものから順に支払います。

⑤ 各受益者に対して、当該計算期日にかかる計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により計算される収益金の予定分配額を支払います。

（算式）

各受益者に対する収益金の予定分配額 ： 単位予定配当額×各受益者が保有する口数

（単位予定配当額）

当該計算期日にかかる計算期間の初日における一口当たりの信託元本額×予定配当率×当該計算期間に係る直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から当該計算期日（同日を含みません。）までの実日数÷365日（セント未満の端数は切り捨てます。）

⑥ 残額につき、追加信託報酬として支払います（但し、信託期間が延長される場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

（ニ）管理体制について

本信託の信託財産は、信託法によって、本受託者の固有財産や、本受託者が受託する他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

本受託者の信託財産の管理体制及び信託財産に関するリスク管理体制は、以下のとおりです。また、定期的に外部監査を実施します。

a 信託財産管理に係る重要事項、適正な管理体制の整備・確立

経営会議等で制定済の「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」等に従い、本信託財産の運用管理に係る重要事項や適正な管理体制の整備・確立を行います。

b 信託財産の管理

資産金融部は、本信託の信託約款、「信託引受に係る管理規則」「信託引受審査に係る規則」「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」その他の規程類に基づき本信託の信託財産を管理します。

また、資産金融部は、「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」等に従い、管理において問題が生じた場合には、コンプライアンス統括部、投資家企画部その他の部署（以下これらの部署を個別に又は総称して「投資家企画部等」といいます。）へ報告します。資産金融部は、投資家企画部等から指摘された問題等について、遅滞なく改善に向けた取組みを行います。

c リスクモニタリング

資産金融部及び投資家企画部等から独立した業務監査部署である内部監査部が、資産金融部及び投資家企画部等に対し、本信託の信託財産について、諸法令、本信託の信託約款及び規程類を遵守しながら、信託目的に従って最善の管理が行われているかという観点から、法令・制度変更その他

の環境変化への対応状況等の監査を実施しています。また、内部監査部は、必要に応じて、監査対象部署に対し、対応内容等を取り纏めて報告することを求めます。

d リスク管理態勢

リスク管理担当役員、及び本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置いています。本受託者のリスク管理に係る組織体制は、以下のとおりです。経営会議及び各委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、リスク管理・運営に関する重要事項を審議します。各リスクに係る管理・運営方針は、経営会議及び各委員会での審議を踏まえ、取締役会が決定します。

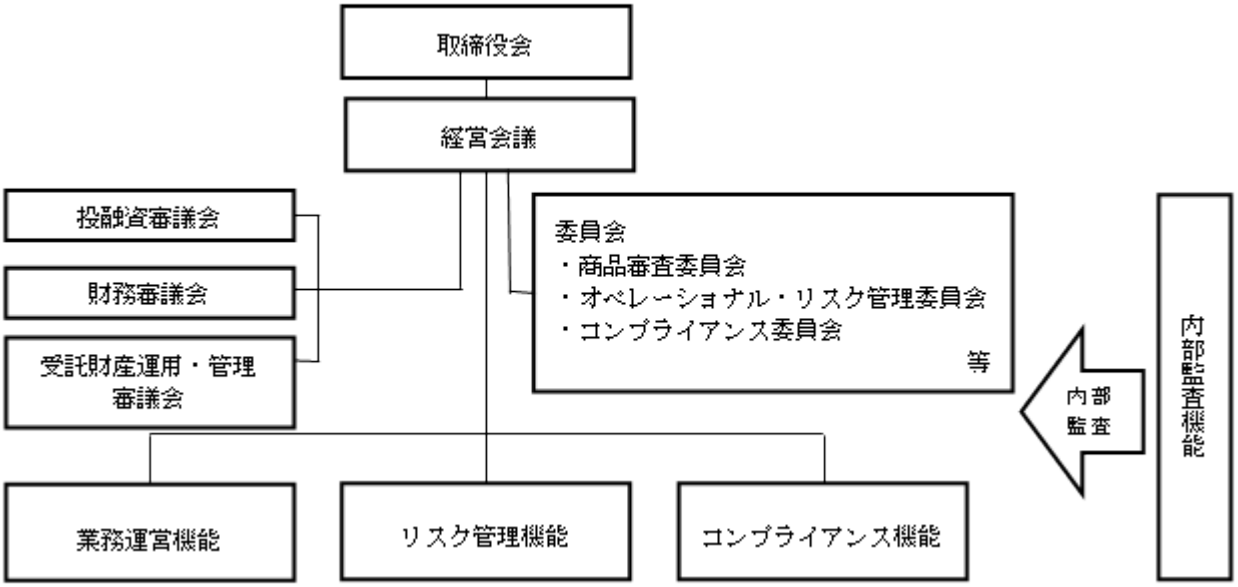

（ホ）信託業務の委託について

1）本受託者は、本信託に係る信託業務の一部について、第三者（本受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。

2）本受託者は、上記1）に定める委託をするときは、次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。

a）委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと

b）委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

c）委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

3）本受託者は、上記1）に定める本受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、兼営法施行規則第23条第３項の定めにより行うことができます。

4）上記1）ないし3）にかかわらず、本受託者は以下の業務を、本受託者が適当と認める者（本受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第23条第３項の定めによります。）に委託することができるものとします。

a）信託財産の保存にかかる業務

b）信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

c）本受託者（本受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

d）本受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ハ　委託者の義務に関する事項

（イ）取扱会社での普通預金口座維持義務

委託者は、本受益権を保有する間は、取扱会社において開設した円普通預金口座および米ドル普通預金口座を解約しないものとします。

（ロ）届出事項

次に掲げる場合には、委託者、その相続人又は本受益者は、直ちに取扱登録金融機関を通じて本受託者に通知のうえ本受託者所定の手続をとることが必要となります。当該手続の前に生じた損害について、本受託者は責任を負いません。

a 取引報告書を喪失し再発行が必要なとき。

b 委託者、本受益者、代理人又は同意者若しくはそれらの代表者について、住所、氏名、名称その他届出事項に変更が生じたとき。

c 委託者、本受益者、代理人又は同意者が死亡したとき、若しくはその行為能力に変動があったとき。

ニ　その他

（イ）元本償還・配当交付について

元本償還及び配当の支払手続については、事務取扱要領に従うものとされています。なお、事務取扱要領においては、以下の手続が規定されています。

本受託者は、配当償還支払日７営業日前の日におけるSecuritize PF上の記録に基づき、本受益者に対する本受益権の収益配当金及び元本償還金相当額の支払いのためのデータ（以下「償還・配当支払データ」といいます。）を作成します。本受託者は、配当償還支払日に償還・配当支払データに基づき償還金及び配当金の合計額を取扱登録金融機関の口座に入金します。取扱登録金融機関は、本受託者から送付を受けていた償還・配当支払データに基づき、配当償還支払日に、償還金及び配当金を受益者の口座に入金します。

（ロ）信託期間について

信託期間は、原則として２年です。但し、本信託の信託契約の信託期間満了予定日（以下「信託期間満了予定日」といいます。）において、本信託の信託財産の元本が償還されず残存している場合、元本償還が行われる、又は本信託の信託財産の売却処分に必要な期間に応じて、本信託の信託期間が延長される可能性があります。なお、本信託に係る信託契約は、原則として中途解約はできません。また、本受益者の請求による中途解約等により信託期間満了予定日と異なる日が信託終了日となることがあります。

（ハ）費用について

本受益者が本信託の申込みから本信託の終了までの間に直接又は間接的に負担する費用は、次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、本受益者の申込時点では確定しないため表示できません。

1）直接負担する費用

a）申込手数料：なし。

b）中途解約手数料：なし。

c）残高証明書発行手数料：本受益者において指定日付時点の残高証明書の発行を希望する場合の発行にかかる手数料は、１通に対して440円（税込）となります。

2）間接的に負担する費用

a）信託報酬

信託報酬は、信託財産の中から収受します。各計算期間の信託報酬は、各計算期日における信託元本の額に対して0.14%(年率)を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額(税込)（円未満の端数は切り捨てます。）となります。また、各計算期日において、本信託内に残余収益がある場合、当該残余収益は信託報酬として受領します（但し、信託期間が延長される場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

b）本信託の募集取扱手数料

本受託者は、信託財産の中から本受益権の募集の取扱いを行うソニー銀行株式会社（本受益権の募集の取扱いを行う当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱会社」といいます。）に対して、本信託の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。募集の取扱いにかかる手数料は、信託設定日における信託元本の額に対して0.289%を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満の端数は切り捨てます。）となります。

c）本信託の信託事務委任手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の信託事務委任にかかる手数料を支払います。各計算期間の信託事務委任にかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して0.016%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満の端数は切り捨てます。）となります。

d）その他の信託財産にかかる費用

信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、信託財産の中から支払います。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

（ニ）受益者からの申出による中途解約の取扱い

本信託は、原則として信託期間中の解約はできません。但し、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めたときは、本受益者は、例外的に中途解約の請求を行うことができます。その場合、本受益者は、取扱会社の求めに応じ、特別解約事由を証する書面を提出する必要があります。なお、本信託の信託約款について、一部を解約することはできません。

（ホ）信託の終了について

本信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、それぞれ1）から7）に定める日（同日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）に終了します。

1）信託期間満了予定日が到来した場合には、当該日。但し、同日において合同運用資産の全部又は一部について償還がなされていない場合には、信託期間満了予定日後に、(ⅰ)信託貸付金が全額償還される日、又は、(ⅱ)信託貸付金の全部の換価処分が完了する日のいずれか早く到来した日

2）信託期間満了予定日が到来する前に、信託貸付金が全額弁済された場合、または、信託貸付金の全部の換価処分回収または譲渡（上記1）に定める場合を除きます。）がなされた場合日には、当該日

3）以下のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合に、本受託者による解約がされる場合には当該日

① 委託者又は受益者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当する場合。

② 委託者又は受益者が、次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する場合。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 委託者又は受益者が、自ら又は第三者を利用して次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する行為をした場合。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いて本受託者の信用を棄損し、又は本受託者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

④ この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合。

4）上記（ニ）に定める受益者からの申出による全部解約が終了される場合には当該日

5）委託者が信託設定日までに金銭の交付を行わないことにより解除されたとみなされる場合には当該日

6）受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求した場合には当該買取りの請求があった日の直後の計算期日

7）本受託者が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日

8）その他法令に基づき終了する場合には当該日

（ヘ）信託約款の変更及び公告の方法

本信託は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）第５条に規定される「定型的信託契約約款」による信託に該当しますので、本信託の信託約款の変更については以下のとおりとなります。

1）本受託者は、本信託の信託約款の変更の内容が(i)本受益者の一般の利益に適合し、又は(ii)信託契約の目的に反せず、かつ、当該変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、本受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって、本信託の信託約款を変更できるものとします（信託法第103条第１項各号に掲げる事項に係る変更は含まれません。）。この場合において、本受託者は、本受益者への通知、インターネット上での周知その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法によりあらかじめ当該変更を本受益者に周知し、１ヶ月以上の期間を置いたうえで当該変更を実施するものとします。

2）本受託者は、本受託者は、上記1）に定める方法による他、委託者及び本受益者のすべての同意を得る方法により、この信託約款を変更できるものとします。

3）本受託者は、上記1）及び2）に定める方法に加え、本3） ないし6）に掲げる方法に従い、本信託の信託約款を変更できるものとします。この場合において、本受託者は、兼営法第５条の定めに従って公告の手続をとるとともに、変更する内容、時期等について本受益者に通知します。

4）本受益者は、前項の公告に定めた期間（１ヶ月以上の期間とします。）内に限り、本信託の信託約款の変更について異議を述べることができます。

5）上記4）の本信託の信託約款の変更に異議のある委託者又は本受益者は、本受託者に対して本受益権の買取りを請求することができます。この場合、本受託者は解約手続を行うこととしますが、その解約は、当該買取りの請求があった日の直後の計算期日をもって行います。

6）委託者および本受益者が上記4）の期間内に異議を述べなかった場合には、この信託約款の変更を承諾したものとみなします。

7）本信託の信託約款は、本受託者の承諾なく上記1）ないし5）に掲げる以外の方法による変更はできません。

（ト）本受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体

ございません。

（チ）本受託者が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人信託協会
連絡先　信託相談所
電話番号　0120-817-335　又は　03-6206-3988

② 受益権
本受益者は、本信託の信託約款に基づき、元本及び配当金を受領する権利を有します。
但し、元本の補てん及び配当金の保証はなく、本受託者は合同運用財産に属する財産のみをもって履行するものとします。

③ 内国信託受益権の取得者の権利
上記「② 受益権」に記載のとおりです。

（２）【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

（千円）

	当中間計算期間
	2024年12月2日
総資産額	154,301
負債総額	985
純資産総額	153,315

（３）【損失及び延滞の状況】
該当事項はありません。

（４）【収益状況の推移】

（千円）

	当中間計算期間
	自　2024年6月3日 至　2024年12月2日
収益合計	4,101
費用合計	985
当期純利益	3,115

（５）【買戻し等の実績】
該当事項はありません。

2【投資リスク】

（1）リスク要因

以下には、本受益権への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本受益権への投資に関する全てのリスク要因を網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。これらのリスクが顕在化した場合、本受益権への投資者は、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、又は元本に損失が生じる可能性があります。

各投資者は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本受益権に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本受託者の判断によるものです。

① 本信託の運用財産に関するリスク

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用しています。また、本信託は、安全性に配慮しながら、米ドル建て定期預金（店頭表示金利）を上回る収益を目指して、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建て信託貸付金等で運用を行っています。本信託は、信託財産として当該信託貸付金等を保有しています。本信託は、経済的には、信託財産を直接所有している場合とほぼ同様の利益状況に置かれますので、本受益権に対する投資に関しては、以下の信託財産に関するリスクが存在します。

イ　信用リスク

本受益権は、以下の場合に元本が毀損し、又は、収益配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

a ソニー銀行株式会社の信用リスク

本合同金信の運用先であるソニー銀行株式会社に法的倒産手続き等が発生した場合

b 運用に関する取引相手に関する信用事由発生時

本信託について、合同運用財産の余資運用対象である米ドル普通預金等における運用先である三井住友信託銀行（銀行勘定）に法的倒産手続き等が発生した場合

② 本受益権に関するリスク

イ　本受益権の流動性・譲渡制限に関するリスク

・本受益権は、受益者につき相続が開始した場合を除き、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等（譲渡等）の処分をすることはできません。
・また、本信託は、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めた場合を除き、受益者は、中途解約の請求を行うことはできません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に償還することはできません。
・本信託の運用対象である信託貸付金が弁済されずに、信託貸付金の売却処分代金により本商品の元本償還が行われる場合、本商品および信託貸付金の流通市場がないため、買い手が限定され、売却できないことがあり、売却価格や売却時期に影響を及ぼすおそれがあります。
・本受託者は、信託約款第26条第５項に基づき、信託契約の変更に異議がある本受益者から買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本信託の運用対象である信託受益権を買取る義務を負いません。

ロ　本受益権の信託配当及び元本償還に関するリスク

・本受益権について、信託配当及び元本償還は保証されません。本信託の運用財産である信託貸付金の利払い及び元本返済の金額が減少した場合には、本受益権の信託配当及び元本償還が減少又は行われないことがあります。

ハ　信託期間延長リスク

・本受益権の信託期間満了予定日において、ソニー銀行株式会社が債務の履行を行わなかった場合には、ソニー銀行株式会社からの信託貸付金の回収又は売却処分に必要な期間まで、本受益権の信託期間が延長されるおそれがあります。この場合、信託貸付金の処分価格によっては、本受益権について、元本が毀損し、又は、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

③ セキュリティ・トークンに関するリスク

・本受益権の売買その他の取引にあたっては、Securitizeが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本受益権はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本受益権に係る情報が流出し、又は本受益権に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本受益権の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本受益権に係る記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本受益権の信託配当及び元本償還が行われなくなる、実体法上の権利者が本受益権を譲渡することができなくなる、又は本受益権の譲渡に係る記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。

・その他上記以外の原因により本受益権の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは受益権を管理する本受託者が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又は取扱金融商品取引業者のシステム障害等により、権利の移転や記録の管理をSecuritizeが運営、管理するブロックチェーンネットワーク又は本受託者が管理するシステムに通常どおり連携できなくなった場合には、本受益権の信託配当及び元本償還、譲渡及び譲渡に係る記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

・本受益権の権利の帰属に係る記録の管理はブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムを通じて行われることから、本商品の保有者の情報は情報システム上登録されます。当該情報は本受託者及び本受託者が業務を委託するソニー銀行株式会社によって適切に管理される予定ですが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われ、当該情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。

・本受益権は、Securitize PF上に記録されます。したがって、Securitize PFが本受託者の期待どおりに利用できない場合又はSecuritize PFからの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本受益権等の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、Securitize PFは、Securitizeによって運営及び管理され、また、Securitize PFにおいて本受益権を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転に係るトランザクションを承認するノードは、Securitizeのみが保有します。そのため、Securitizeが管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況等が悪化し本受託者の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本受益権の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

④ 円換算に関するリスク

・本商品は、委託者から信託された米ドル建て金銭を、米ドル建てで運用し元本償還金及び配当金を米ドル建てでお支払いしますが、当該元本償還金及び配当金をその後円換算する場合、外国為替相場の変動により、当初信託時の米ドル建て信託金の円換算額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）おそれがあります。

⑤ その他のリスク

・将来、本受益権にかかる法制度や課税制度の変更等が行われた場合、本受益権の元本が毀損し、又は、配当額が予定配当率に基づき計算された金額に不足するおそれがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

① 受託者、取扱登録金融機関及びSecuritizeのリスク管理体制

イ　サイバー攻撃等による記録の改ざん・消滅に対する管理体制

・上記「（１）リスク要因　③　セキュリティ・トークンに関するリスク」に記載のサイバー攻撃等による本受益権の記録の改ざんや消滅の原因、これらに対する低減策及び万が一意図しない移転が生じた場合の対応は以下のとおりです。

a 記録の改ざん・消滅が生じ得る原因

本受益権の記録の改ざん・消滅を生じさせるには、「トランザクションに署名するための秘密鍵」が必要です。秘密鍵については、外部犯によるシステムへの不正侵入による奪取のほか、内部犯による悪意やなりすましによる不正利用の可能性があります。また、「システムの想定外の作動」によることも考えられます。

b 記録の改ざん・消滅に対する低減策

「秘密鍵の保全」としては、受益者からの委託により秘密鍵の管理を行う当社が、Securitize PFの提供するセキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵を外部からアクセス不可な状態で管理する機能を用いて、外部犯による奪取や内部犯による不正利用を防止します。Securitize PFにおいて、当社が使用する機能についても、そのセキュリティ対策の十分性について、外部の専門家による技術的な検証・評価を実施しています。

「システムの想定外の作動」に対しては、システムを提供するSecuritizeが、所定のルールに基づき、想定シナリオの網羅的な実行可能性を予め確認する業務サイクルテストの実施といったシステムトラブルの未然防止策を講じています。

c 記録の改ざん・消滅が生じた場合の対応

本受益権の記録の改ざん・消滅が生じた際は、本受益権の管理者である、本受託者としての三井住友信託銀行株式会社が、その管理するシステム上の記録内容（権利情報）を本来の正しい状態に復旧します。

具体的には、「強制移転機能」を実行します。本機能により、本受益権の記録の改ざん・消滅に係る情報を強制的に取り消す形の処理を実行することで、あるべき姿に復旧することを可能としています。

従って、本受託者は、本受益権の記録の改ざん・消滅が生じたとしても、システムを復旧することで顧客資産の流出を防ぐことが可能と考えています。

ロ　システム障害に対する管理体制

・本受託者の免責条項に該当しないシステム障害が生じた場合には、Securitizeが本受託者に当該システム障害発生の連絡を行い、本受託者とともに受益者保護の観点での対応策を検討・実行します。

３【信託財産の経理状況】

本信託の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しています。

本信託は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年６月３日から2024年12月２日まで）の中間財務諸表について有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けています。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間計算期間 （2024年12月２日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	7,510
未収収益	4,100
流動資産合計	11,610
固定資産	
投資その他の資産	
長期貸付金	142,690
固定資産合計	142,690
資産合計	154,301
負債の部	
流動負債	
未払金	434
未払費用	117
流動負債合計	551
固定負債	
長期未払金	434
固定負債合計	434
負債合計	985
純資産の部	
元本等	
元本	※1,※2 150,200
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	※3 3,115
利益剰余金合計	3,115
元本等合計	153,315
純資産合計	153,315
負債純資産合計	154,301

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間計算期間 （自　2024年６月３日 至　2024年12月２日）
営業収益	
受取利息	4,101
営業収益合計	4,101
営業費用	
信託報酬	105
募集取扱手数料	868
その他営業費用	12
営業費用合計	985
営業利益	3,115
経常利益	3,115
税引前中間純利益	3,115
中間純利益	3,115

【注記表】
（重要な会計方針）

１　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	本信託における取引は全て外貨建取引であり、当該取引に関して「外貨建取引等会計処理基準注解（注３）」に従い、期を通じて外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。外国通貨の額をもって記録された外貨建取引は、計算期間末日時点の直物為替相場による円換算額を付しております。
２　その他	本財務諸表に係る中間計算期間は、2024年６月３日から2024年12月２日までとなっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間計算期間（自　2024年６月３日　至　2024年12月２日）
※１　元本は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第61条に定める資本金であります。

※２、※３　元本及び利益剰余金の変動
当中間計算期間（自　2024年６月３日　至　2024年12月２日）

（単位：千円）

	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	―	―	―	―	―
当中間変動額					
当中間期新規信託に伴う元本増加額	150,200	―	―	150,200	150,200
剰余金の配当に伴う元本組入額	―	―	―	―	―
当中間期解約・終了に伴う元本減少額	―	―	―	―	―
当中間期解約・終了に伴う中間期利益の分配	―	―	―	―	―
剰余金の配当	―	―	―	―	―
中間純利益	―	3,115	3,115	3,115	3,115
当中間期変動額合計	150,200	3,115	3,115	153,315	153,315
当中間期末残高	150,200	3,115	3,115	153,315	153,315

（金融商品関係）

１．　金融商品の時価等に関する事項

①中間貸借対照表計上額の時価との差額

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、預金、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、長期未払金については重要性が乏しいことから、注記を省略しています。また、預金は米ドル建て普通預金であります。

当中間計算期間(2024年12月２日現在)

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	142,690	148,083	5,393
合計	142,690	148,083	5,393

２．　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はございません。

（2）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当中間計算期間（自　2024年６月３日　至　2024年12月２日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	－	148,083	148,083
資産計	－	－	148,083	148,083

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを、信用リスク等を加味した割引率で割り引いて現在価値を算定する評価技法を用いて評価しております。当該割引率につき、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル２の時価に、 重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（１口当たり情報）

（単位：円）

	当中間計算期間 （自　2024年６月３日 至　2024年12月２日）
１口当たり純資産額	153,315.79
１口当たり中間純利益	3,115.79

（重要な後発事象）

当中間計算期間（自　2024年６月３日　至　2024年12月２日）
該当事項はございません。

（記載上の注意）
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

４【受託者、委託者及び関係法人の情報】

（１）【受託者の状況】

①【資本金の額】

2024年９月30日現在、資本金は342,037百万円です。また、発行可能株式総数は、3,400,000,000株であり、1,674,537,008株を発行済です（詳細は、下表のとおりです。）。

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

イ　株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
第２回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第３回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第４回第二種優先株式	200,000,000(注) 1
第１回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第２回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第３回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第４回第三種優先株式	100,000,000(注) 2
第１回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第２回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第３回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
第４回第四種優先株式	100,000,000(注) 3
計	3,400,000,000

（注）１．第２回ないし第４回第二種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとします。
２．第１回ないし第４回第三種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。
３．第１回ないし第４回第四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。

ロ　発行済株式

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2024年９月30日)	半期報告書提出日現在発行数(株)(2024年11月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,674,537,008	同左	―	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	1,674,537,008	同左	―	―

②【事業の内容及び営業の状況】

イ　事業の内容

2024年９月30日現在、当社は、銀行持株会社である三井住友トラストグループ株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社で構成される三井住友トラストグループ（以下、「当グループ」という。）の中核をなす信託銀行として、統一されたグループ経営戦略に基づき、多様な事業を行っております。

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社39社及び持分法適用関連会社21社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。事業の区分は本受託者の第12期有価証券報告書「第５　経理の状況　１連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

2024年９月30日現在

(連結子会社株式の売却)

当社は2024年11月12日開催の取締役会において、連結子会社である三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社（以下、「三井住友トラストＬ＆Ｆ」という。）の株式を一部売却することを決議し、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。

三井住友トラストＬ＆Ｆは不動産担保融資専門の金融会社であり、当社が全株式を保有しておりましたが、現中期経営計画において掲げる事業ポートフォリオ強化の議論の結果、当グループの一層の企業価値向上および経営資源の最適配置の観点から、保有株式の85%に相当する15,300株を2025年４月１日（予定）に売却することを決定いたしました。

本取引後の三井住友トラストＬ＆Ｆへの持分割合は15%に減少し、連結子会社より持分法適用関連会社となる見込となります。

なお、売却損益については現在精査中であります。

ロ 主要な経営指標等の推移

（イ）当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		(自2019年４月１日至2020年３月31日)	(自2020年４月１日至2021年３月31日)	(自2021年４月１日至2022年３月31日)	(自2022年４月１日至2023年３月31日)	(自2023年４月１日至2024年３月31日)
連結経常収益	百万円	1,446,598	1,255,551	1,249,695	1,695,357	2,349,790
うち連結信託報酬	百万円	99,816	102,883	110,539	109,721	116,269
連結経常利益	百万円	232,268	156,885	203,664	265,045	86,295
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	147,190	125,358	149,223	177,649	65,821
連結包括利益	百万円	△33,490	178,902	66,845	180,512	393,204
連結純資産額	百万円	2,212,489	2,341,495	2,348,510	2,468,222	2,791,467
連結総資産額	百万円	56,288,892	63,149,243	64,346,726	68,737,987	75,578,189
１株当たり純資産額	円	1,305.26	1,381.78	1,385.34	1,456.34	1,648.81
１株当たり当期純利益	円	87.89	74.86	89.11	106.08	39.30
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	3.88	3.66	3.60	3.54	3.65
連結自己資本利益率	%	6.32	5.57	6.44	7.46	2.53
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△2,388,345	6,525,876	△185,086	2,556,372	4,256,169
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△624,994	△472,822	△845,015	960,590	△2,577,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△112,475	△199,897	△116,693	△156,900	△53,959
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	10,906,648	16,741,171	15,653,061	19,092,918	20,757,770
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	20,104 [2,058]	20,472 [2,098]	20,281 [2,090]	20,571 [2,148]	20,972 [2,280]
信託財産額	百万円	224,425,327	239,846,590	248,215,419	256,225,715	257,466,804

(注) １．「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を2022年度の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準運用指針を適用した後の指標等になっております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等及び「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日）等を2021年度の期首から適用しております。2021年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、2021年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

４．「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

６．連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

７．連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。

８．信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社１社です。

（ロ）受託者の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月
経常収益	百万円	1,036,047	845,587	839,361	1,310,130	1,956,473
うち信託報酬	百万円	99,816	102,883	110,539	109,721	116,269
経常利益	百万円	176,443	114,003	150,808	224,597	58,701
当期純利益	百万円	124,706	95,941	113,343	169,135	57,839
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式	千株	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537
純資産額	百万円	2,017,424	2,049,539	2,051,305	2,127,915	2,364,571
総資産額	百万円	54,596,753	61,322,366	62,530,092	66,824,746	73,338,642
預金残高	百万円	30,537,466	33,174,292	32,898,724	35,041,223	37,151,896
貸出金残高	百万円	29,953,513	30,691,618	30,916,363	31,947,351	33,773,133
有価証券残高	百万円	6,625,035	7,090,335	7,951,169	6,999,285	9,952,494
１株当たり純資産額	円	1,204.76	1,223.94	1,224.99	1,270.74	1,412.07
１株当たり配当額 （内１株当たり中間配当額） 普通株式	円	47.18 (34.20)	28.65 (16.80)	32.01 (17.92)	40.68 (21.97)	52.43 (22.81)
１株当たり当期純利益	円	74.47	57.29	67.68	101.00	34.54
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	3.69	3.34	3.28	3.18	3.22
自己資本利益率	%	5.81	4.71	5.52	8.09	2.57
配当性向	%	63.35	50.00	47.29	40.27	151.79
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	13,527 [458]	13,740 [491]	13,608 [514]	13,757 [550]	13,848 [629]
信託財産額	百万円	224,425,327	239,846,590	248,215,419	256,225,715	257,466,804
信託勘定貸出金残高	百万円	1,543,160	1,804,393	2,131,254	2,154,605	2,407,320
信託勘定有価証券残高	百万円	1,075,184	857,610	859,127	846,569	830,452

(注) １．時価算定会計基準適用指針を第11期（2023年３月）の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。

２．収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等を第10期（2022年３月）の期首から適用しております。2021年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、第10期（2022年３月）よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第９期（2021年３月）の財務諸表の組替えを行っております。

４．第12期（2024年３月）の普通株式の中間配当についての取締役会決議は2023年11月14日に行いました。

５．「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

６．自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

７．自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。

８．株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。

９．信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高は、該当金額がないため記載しておりません。

10. 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高は、該当金額がないため記載しておりません。

11. 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高は、該当金額がないため記載しておりません。

③【経理の状況】

受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類の経理の状況をご参照ください。

イ 受託者が提出した書類

（イ）有価証券報告書及びその添付書類

事業年度　第12期　（自2023年４月１日　至2024年３月31日）　2024年６月21日に関東財務局長に提出。

（ロ）半期報告書

事業年度　第13期中　（自2024年４月１日　至2024年９月30日）　2024年11月28日に関東財務局長に提出。

（ハ）訂正報告書

該当事項はありません。

ロ 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

④【その他】

該当事項はありません。

（２）【委託者の状況】

委託者が発行者（金融商品取引法第２条第５項に規定する発行者をいいます。）とならないため、該当事項はありません。

（３）【その他関係法人の概況】

A【取扱登録金融機関】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

（a）名称	（b）資本金の額	（c）事業の内容
ソニー銀行株式会社	38,500百万円 （2024年９月30日現在）	銀行業務及び金融商品取引業務。

②【関係業務の概要】

本受益者との間で保護預り契約を締結し、本受益権に係る秘密鍵管理・本受益者につき相続が開始した場合の、承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出事務を行います。また、本受託者との間で、2024年３月28日付で信託事務委任契約を締結し、本受益権に係る配当金の分配及び元本償還に関する事務等を行っています。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

⑤【その他】

該当事項はありません。

B【取扱会社】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

（a）名称	（b）資本金の額	（c）事業の内容
ソニー銀行株式会社	38,500百万円 （2024年９月30日現在）	銀行業務及び金融商品取引業務。

②【関係業務の概要】

本受益権の取扱会社として、本受益権の募集の取扱い及び販売等を行っています。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

⑤【その他】

該当事項はありません。

5【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年２月13日

三井住友信託銀行株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　田　中　洋　一

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている米ドル建て実績配当型合同運用指定金銭信託（商品名：米ドル建てグリーンファイナンスセキュリティトークン（2024年第１号））（以下「対象信託」という。）の2024年６月３日から2024年12月２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、対象信託の2024年12月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年６月３日から2024年12月２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友信託銀行株式会社及び対象信託から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

三井住友信託銀行株式会社及び対象信託と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。